

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 1月21日
【報告者の名称】	米久株式会社
【報告者の所在地】	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地
【電話番号】	0 5 5 (9 2 9) 2 7 9 7
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R 室長 青柳 敏文
【縦覧に供する場所】	米久株式会社 (静岡県沼津市岡宮寺林1259番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 三菱商事株式会社

所在地 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) ウ 利害関係のない当社取締役及び監査役全員による承認」に記載の方法により決議されています。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社株式6,786,000株（当社が平成25年1月15日に提出した第44期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の当社の発行済株式総数（28,809,701株）に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、保有割合の計算において同様に計算しております。）：

23.55%）を保有し、当社を持分法適用関連会社としております。

この度、公開買付者は、平成25年1月18日開催の公開買付者の取締役会において、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付けを実施することを決議したとのことです。本公開買付けは、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）の下限を5,899,200株（本公開買付け後に公開買付者が保有することとなる当社の普通株式数に係る議決権数（本書提出日現在、公開買付者が保有する当社の普通株式数（6,786,000株）に係る議決権数を含みます。）が、当社が平成25年1月15日に提出した第44期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の当社の発行済株式総数（28,809,701株）から、当社が平成25年1月7日に公表した平成25年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成24年11月30日現在の当社が保有する自己株式数（3,439,354株）を控除した株式数（25,370,347株）に係る議決権数（253,703個）の過半数となる株式数）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、応募を希望される当社株主の皆様に対し、広く売却の機会を確保する観点から、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,899,200株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行いますが、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことです（本公開買付けにより当社株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

() 本公開買付けの背景等

公開買付者によれば、公開買付者グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しているとのことです。

また、公開買付者によれば食料分野におきましても、食の安定供給のみならず、近年における食の安全・安心に対する消費者の意識の更なる高度化やニーズの多様化などに的確に対応するため、公開買付者は原料の調達から輸送・加工、製品の流通、小売りまでを一貫して担うバリューチェーンの強化に取り組んでいるとのことです。特に、飼料原料取引、配合飼料製造、家畜生産、食肉処理、食肉加工、販売の各事業により構成される国内外の飼料・畜産事業において、各事業分野でのコスト競争力の強化、バリューチェーン全体の拡大を通じて、その機能強化と収益拡大に

取り組んでおり、その一環として、畜産事業や食肉加工品事業を幅広く展開する食肉メーカーとの関係強化を行ってきたとのことです。

一方、当社は公開買付者が発行済株式総数の23.55%（保有割合）を保有する公開買付者の持分法適用関連会社であり、食肉の調達・生産、食肉加工品などの食品製造及び販売を行っております。「感動を創る」を経営スピリットとし、当社が独自に持つバリューチェーンの強化を目指して積極的な事業投資等を行い、更なる事業拡大に向け取り組んでおります。近年では、「新たなステージへの挑戦」を掲げ、消費者のニーズをより一層汲み取り、価値ある商品・サービスを提供すべく、「販売チャネルの拡大」、「コンシューマ商品の増強」、「デリカ商品の強化」及び「経営管理体制の強化」を基本戦略として推進しており、具体的には、フードサービス分野（コンビニ、外食）向け販売の強化、販売地域の全国展開の加速、コンシューマ冷凍食品中心のデリカ商品強化などに取り組んでおります。

公開買付者は平成7年の当社への初回出資以降、段階的に出資比率を引き上げ、食肉などの取引拡大を図ると共に、平成11年には国産鶏肉生産会社である、ときめきファーム株式会社を合併で設立するなど、当社と公開買付者は国内食肉生産事業及び食肉・加工品取引におけるパートナーとして良好な関係を築いてきました。

平成19年及び平成20年には、公開買付者は、当時の筆頭株主であった麒麟麦酒株式会社から当社の株式を相対取引により取得して持分法適用関連会社とし、以降、当社と公開買付者は、相互の独立性を保ちながら、食肉・加工品事業分野において公開買付者が保有する国内外の広範なネットワークの活用や人的交流、商品等の売買取引の深化及び海外事業への取り組みなどを通じて相互の事業の更なる発展に注力して参りました。

我が国の飼料・畜産業界は、これまで人口と所得の増加に伴う食肉需要の増加に応え、家畜向け飼料供給量の拡大とともに良質な食肉の生産量を増加し、国内市場に安定供給することを通じて発展してきました。しかしながら近年の人口減少と高齢化の進行によって国内の食肉消費量拡大が望めないなか、相対的に安価な輸入品との競合が増え、集約化が進む小売業界からの値下げ圧力も強まるなど、経営環境は年々厳しさを増しています。また、飼料・畜産業界を含む食料業界は、世界的な穀物価格の高騰により採算性が悪化しており、同時に食の安全・安心を含めた消費者ニーズの高度化・多様化への対応もコスト増加の一因となっております。加えて、我が国の食肉加工品業界におきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災などの影響により、国産食肉相場は総じて軟調に推移しております。また、販売面でも、震災後に一時的な需要の増加が見られたものの、消費者の節約志向は引き続き強く、依然として厳しい状況で推移しております。

公開買付者は、このような環境下、飼料原料の調達から食肉及び加工品の生産・販売までの一貫した事業運営を行い、外部環境の変化に柔軟に対応できる事業基盤を拡充すること、並びに公開買付者グループ内での事業ノウハウ・人的資源の有効活用を通じた各事業分野でのコスト競争力強化こそが、業界における公開買付者及び当社の優位性を確保し、安定的な収益基盤を持続的に発展させる上で重要であると考えているとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者グループとしては、上述の通り、事業環境が一層厳しくなる中、当社を含めた関連企業との連結体制において、飼料・畜産分野のバリューチェーンを強化するとともに、各事業の効率化と経営資源の最適な配分を推し進め、コスト競争力を高めることが急務であり、そのために当社との資本関係強化が必要との判断に至ったとのことです。公開買付者は当社との資本関係を強化することにより、当社のコスト競争力・収益性の向上に資する取組みや、当社による公開買付者グループ内の事業資産の更なる活用、積極的な従業員の人材交流によって、当社を公開買付者グループの畜産・食肉加工事業の中核会社として成長させていきたいと考えているとのことです。また、公開買付者は従来から小売・流通業界との資本及び人的関係を強化しており、当社の食肉加工品などの食品分野における高い商品開発力と製造技術力、顧客対応力を活用して、小売・流通業界に潜在する事業機会の獲得を促進したいと考えているとのことです。

また、公開買付者によれば、当社との資本関係を強化することによって、当社が展開している食肉生産事業についても、公開買付者が長年に亘って培ってきた事業ノウハウ・経験豊富な人材を当社がこれまで以上に活用し、収益性の向上を図ることができるものと考えているとのことです。また同時に、販売事業においても公開買付者の販売子会社を積極的に活用することにより、当社の収益拡大に資するとともに、これらによって当社及び公開買付者グループの収益基盤強化と企業価値向上が可能であるものと考えているとのことです。

() 本公開買付け実施の決議及び本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、平成25年1月18日開催の公開買付者の取締役会において、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決議したとのことです。なお、公開買付者は当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定数の下限を5,899,200株（本公開買付け後に公開買付者が保有することとなる当社の普通株式数に係る議決権数（本書提出日現在、公開買付者が保有する当社の普通株式数（6,786,000株）に係る議決権数を含みます。）が、当社が平成25年1月15日に提出した第44期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の当社の発行済株式総数（28,809,701株）から、当社が平成25年1月7日に公表した平成25年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連

結)に記載された平成24年11月30日現在の当社が保有する自己株式数(3,439,354株)を控除した株式数(25,370,347株)に係る議決権数(253,703個)の過半数となる株式数)に設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けでは、公開買付者は買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,899,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者によれば、本書提出日現在、本公開買付けの成立後の当社の経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針ですが、今後当社と協議・検討することを予定しているとのことです。

() 当社の意思決定の過程

当社は、平成24年10月に公開買付者から当社に対する公開買付けに関する提案を受け、公開買付者との間で慎重に協議を重ねて参りました。その結果、当社としても、当社が公開買付者の連結子会社になることで、当社の有する食肉生産・調達力、食肉加工品などの食品に関する商品開発力、生産技術力及び生産インフラ、販売提案力と、公開買付者の有する原材料調達力、食肉生産・加工処理インフラ及び販売力との連携を強化し、海外展開も含め双方のシナジー効果を最大限発揮することで、当社ひいては公開買付者グループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能となると考えるに至りました。また、当社は、当社が公開買付者の連結子会社になることで、公開買付者及びそのグループ企業も含めた経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業運営を行うことが可能となるという面からも、当社の収益力強化に繋がるものと考えに至りました。

当社は、公開買付者からの提案を受け、あわせて、第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント株式会社(以下「フロンティア・マネジメント」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼し、当社の株式価値評価に関するアドバイスを受けながら、公開買付者との間で、本公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)その他の本公開買付けの諸条件につき、協議・交渉を行いました。その上で、当社取締役会は、フロンティア・マネジメントから平成25年1月17日に当社の株式価値評価に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しております。

以上の経緯を踏まえて、当社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社が公開買付者の連結子会社となることで、当社の有する食肉生産・調達力、食肉加工品などの食品に関する商品開発力、生産技術力及び生産インフラ、販売提案力と、公開買付者の有する原材料調達力、食肉生産・加工処理インフラ及び販売力との連携を強化し、海外展開も含め双方のシナジー効果を最大限発揮することで、当社ひいては公開買付者グループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能となり、かつ、公開買付者及びそのグループ企業も含めた経営資源の更なる活用等により、効率的かつ機動的な事業運営を行うことが可能となるという面からも、当社の収益力強化に繋がるものと考えに至り、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。ただし、当社取締役会は、本公開買付価格が近時の東京証券取引所における当社普通株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が当社がフロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格が不合理ではないと判断するものの、本公開買付けは、公開買付者として当社株式の上場廃止を企図するものではなく、また、当社としても、本公開買付け成立後も引続き当社株式の上場が維持されるべく対応する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断に委ねることといたしました。

以上から、当社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨決議いたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は当社の普通株式6,786,000株(保有割合:23.55%)を保有し、当社を持分法適用関連会社としていること等に鑑み、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております(なお、以下の記載のうち、公開買付者による措置は、当社が公開買付者より受けた説明を記載しております。)

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月17日付で株式価値算定書を取得して、その参考にしたとのことです。(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。)公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行ったとのことです。上記各

手法において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 688円から738円
類似企業比較分析 792円から1,118円
DCF分析 839円から1,280円

() 市場株価分析

平成25年1月17日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値(738円)、過去1ヶ月の終値の単純平均値(726円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月の終値の単純平均値(688円(小数点以下四捨五入))、過去6ヶ月の終値の単純平均値(696円(小数点以下四捨五入))及び過去12ヶ月の終値の単純平均値(733円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を688円から738円までと分析しているとのことです。

() 類似企業比較分析

類似企業比較分析では、本邦上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を792円から1,118円までと分析しているとのことです。

() DCF分析

当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年2月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すことが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を839円から1,280円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、上記の株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの事例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募数の見通し及び当社との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に平成25年1月18日開催の取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり950円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格の算定にあたり、当社によって公表された平成24年12月21日付「連結子会社の異動(譲渡)及び特別損失の計上に関するお知らせ」、平成25年1月7日付「平成25年2月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)」及び平成25年1月18日付「業績予想の修正に関するお知らせ」による影響を織り込んでいるとのことです。

本公開買付価格950円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年1月17日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値(738円)に28.73%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成24年12月18日から平成25年1月17日まで)の終値単純平均値(726円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均値の算出において、以下同じとします。)に30.80%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年10月18日から平成25年1月17日まで)の終値単純平均値(688円)に38.14%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成24年7月18日から平成25年1月17日まで)の終値単純平均値(696円)に36.43%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去12ヶ月間(平成24年1月18日から平成25年1月17日まで)の終値単純平均値(733円)に29.69%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。また、本公開買付価格950円は、本書提出日の前営業日である平成25年1月18日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値(743円)に27.86%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた額に相当します。

当社による公正性を担保するための措置

当社は、取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うにあたり、以下のように、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントから株式価値算定書を取得しております。本公開買付けに対する賛同の判断に当たってはこれを参考に慎重に検討いたしております。なお、当社は、第三者算定機関から買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

また、当社は、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から本公開買付けの意思決定の公正性の担保等に関して、必要な法的助言を得ております。

ア 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格の評価を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントに当社の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月17日にフロンティア・マネジメントから当社の株式価値評価に関する本株式価値算定書を取得しております。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当いたしません。

ん。フロンティア・マネジメントは、当社の株式価値を算定するにあたり、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。フロンティア・マネジメントが作成した本株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価する事が適切であると考え、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社の株式価値の評価を行いました。フロンティア・マネジメントが各手法に基づき分析した当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 684円～726円
類似会社比較法 941円～1,400円
DCF法 895円～1,051円

市場株価平均法では、平成25年1月17日を評価基準日とし、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間の終値の単純平均値（726円）、3ヶ月間の終値の単純平均値（688円）及び直近の重要事実である平成24年9月24日付「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表の翌営業日から評価基準日までの終値の単純平均値（684円）を分析し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を684円から726円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を941円から1,400円と算定しております。

DCF法では、当社の事業計画、当社へのマネージメント・インタビュー、直近までの業績の動向（平成25年1月18日に東京証券取引所において公表している「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載されている内容を含みます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年2月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって株式価値を分析し、当社の1株当たりの株式価値を895円から1,051円と算定しております。

フロンティア・マネジメントは、当社が第5次中期経営計画を公表した平成23年4月19日以降、平成25年1月17日現在までの情報及び経済条件を反映した当社の財務予測（事業計画、平成25年1月18日に東京証券取引所において公表している「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載されている内容、その他の情報を含みます。）の提供を当社から受け、これに基づき、類似会社比較法及びDCF法による当社の株式価値算定を行っております。当該財務予測は、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されております。なお、当社は、第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

（注）フロンティア・マネジメントは、当社の株式価値を算定するにあたり、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、フロンティア・マネジメントは当社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

イ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、当社は当初から長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任しており、法務アドバイザーを変更した事実はありません。

ウ 利害関係のない当社取締役及び監査役全員による承認

当社は、上記のとおり、フロンティア・マネジメントから当社の株式価値評価に関する本株式価値算定書を取得し、また、長島・大野・常松法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議・検討してまいりました。

その結果、上記のとおり、平成25年1月18日開催の取締役会において、決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。また、当該決議に係る議案の審議に参加した監査役（社外監査役を含む）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役の宮下功及び当社監査役の高野瀬励は、公開買付者の従業員を兼任しているため、利益相反の疑いを回避し、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記決議に関する当社取締役会の一切の審議

及び決議に参加しておらず、かつ、本公開買付けに関し、公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。

本公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

公開買付者によれば、公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを企図しており、本公開買付けの成立により、当社を公開買付者の連結子会社とした場合には、当社株式を追加で取得することは現時点において、予定していません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者によれば、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではないとありますが、本公開買付けにおいては、応募を希望される当社株主の皆様に対し、広く売却の機会を確保する観点から、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないとき等の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

ただし、公開買付者によれば、本公開買付けの結果、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であることを表明しており、当社としては、そのようなおそれが生じた場合には、その時点で当社の親会社となっている公開買付者の主導により上場廃止を回避する方策が実行されるものと判断しております。また、当社も上場廃止を回避するため、公開買付者が主導する方策について最大限協力する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
藤井 明	代表取締役社長	-	55,928	559
丹田 雅敏	取締役	専務執行役員管理本部長	679	6
中西 安廣	取締役	専務執行役員営業本部長	13,814	138
宮下 功	取締役	常務執行役員経営企画室長	6,723	67
福西 毅	取締役	常務執行役員生産本部長	6,703	67
種本 祐子	取締役	-	0	0
土屋 昌樹	常勤監査役	-	3,494	34
大川 康平	監査役	-	0	0
市東 康男	監査役	-	0	0
高野瀬 励	監査役	-	0	0
計	-	-	87,341	871

(注1) 所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれの当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切り捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

(注3) 取締役種本祐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。

(注4) 監査役大川康平氏、市東康男氏及び高野瀬励氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、市東康男氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。